

平成24年3月21日

広島市議会議長

木島 丘 様

提出者

広島市議会議員

山田 春男 沖 宗正 明

若林 新三 平木 典道

今田 良治 関藤 雄姿

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議案

東北地方を始め、東日本の広範囲にわたる地域が、地震とそれに続く津波により、我が国に、かつて経験したことのない未曾有の大きな被害をもたらした東日本大震災が発生して一年余りが経過した。

この間、国を挙げて、被災地の復旧と復興に向けて懸命の取組がなされてきた。しかしながら、岩手県、宮城県、福島県の被災三県で発生した約2,253万トンにも上る膨大な量のがれきは、現在においても、いまだ7%程度しか処理ができていない状況にあり、復旧と復興に向けて、大きな障害となっている。

このため、政府では、福島県を除く、岩手県及び宮城県のがれき処理について、広域処理を行うことを決め、全国の自治体に、その受入れの協力を呼びかけているものの、遅々として進んでいない実態にある。

被災地の一刻も早い復旧・復興を実現するためには、迅速ながれきの撤去・処理が求められている。

66年前の悲劇から、国内外からの援助などにより、復興・発展を遂げることができた広島市としては、そうした被災地が置かれている現状を看過することはできない。被災地の方々の苦悩を思うと、この問題に対しても、市民生活の安全・安心を確保した上で、援助の手を差し伸べることが必要であると考える。

よって、本市議会は、政府に対して、安全基準を確立した上、情報を開示し、国民への説明責任を履行することを要請する。また、広島市に対しては、広島県とも十分連携し、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えることを条件に、有害物質が除去されているがれきについて受入れを表明することを要請する。

以上、決議する。

平成24年3月 日
広島市議会